

島本町教育委員会 会議録（平成29年第4回 臨時会）

日 時	平成29年3月27日（月） 午前9時30分 ～ 午前10時45分
場 所	島本町役場 住民委員会室
出 席 者	岡本教育長、新井委員、中川委員、高岡委員、藤田委員 北河部長、頼田次長兼教育推進課長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、藪内係長、島本主査、中谷 （教育推進課）畑参事 （生涯学習課）吉田課長、大柴主幹、南田参事 （子育て支援課）齊藤課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	<p>第10号議案 平成29年度島本町教育・保育重点目標（案）について</p> <p>第11号議案 島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について</p> <p>第12号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>第13号議案 島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について</p> <p>第14号議案 島本町文化推進委員会委員の委嘱について</p> <p>第15号議案 島本町青少年指導員の委嘱について</p> <p>第4号報告 島本町スポーツ推進委員の解嘱の臨時代理について</p> <p>第5号報告 平成28年度春季休業日中における児童生徒の指導について</p> <p>第6号報告 教職員（一般職）人事の臨時代理について</p> <p>第7号報告 事務局職員人事の臨時代理について</p> <p>第16号議案 事務局職員人事について</p>
議 決 事 項	第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者なし

教育長

ただいまの出席者は5名で、全員出席であります。

よって平成29年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、高岡委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、高岡委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第10号議案「平成29年度島本町教育・保育重点目標(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

重点目標につきましては、効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うこととなっておりますことから、その基礎となる目標として設定するものです。

これまでの流れにつきましては、1月に各課にて目標設定作業を行い、2月中旬に素案を作成いたしました。作成した素案を、教育委員の皆様方をはじめ、学校長、幼稚園長、保育所長にも配布し、ご意見やご質問をいただいたうえで、今回資料として添付しております「平成29年度 島本町教育・保育重点目標(案)」を作成しました。

なお、お配りした素案からの変更点といたしまして、数値の記載に誤りがあったものを修正させていただいたほか、表や説明文言などにおいて指摘をいただいた箇所についての変更を行っています。

今後の流れにつきましては、ご可決いただきましたら、教育委員会事務局内、各学校、幼稚園、保育所等の教職員に対して配布するとともに、ホームページ及び文化情報コーナー等で公表いたします。また、町議会議長に送付するとともに、教育委員会の点検評価の際にご意見をいただいた学識経験者にも参考送付する予定です。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

生涯学習課長

36ページの現状を示す参考情報の⑥番について、島本島と記載しておりますが、正しくは島本町です。

教育長 6 ページの本年度の目標の(1)について、表記の問題ですが、異文化理解ではなく多文化理解と記載する方が妥当であると思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案については、指摘のあった箇所を修正のうえ、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

なお、修正箇所の確認につきましては、私に一任してもらうことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、修正箇所の確認は、私が行うことといたします。

第11号議案「島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 改正理由につきまして、小学校区の弾力的運用制度は平成16年度から実施しておりますが、就学校を選択できる調整区域として設定しておりますA区域からE区域の5か所のうち、水無瀬二丁目8番のE区域におきまして、制度運用開始以降、平成29年度新入学生まで、選択校通学者が全く発生していないため、調整区域としての取り扱いを終了するものです。

今回の改正対象であるE区域につきましては、水無瀬二丁目8番のいわゆるライオンズマンション水無瀬壱番館及び弐番館であり、当該地区は第三小学校を指定校としていますが、距離的に近い第四小学校を選択校に設定しています。

しかしながら、制度運用開始からこれまで、当該地区の児童はすべて指定校の第三小学校に通学しているという状況であり、小学校区の弾力的運用制度の需要が無いものと考えたものです。

また、島本町住民委員会からも、地区活動を行っていくうえで、同じ地区で違う学校に通う児童がいることで不都合が生じるため解消されたいとの要望もあり、教育委員会としては児童への影響が少ない地区から小学校区の弾力的運用制度を縮小していく方向で考えているものです。

改正内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり、別表第3及び別表第4から、E区域の項を削るものです。

施行日につきましては、平成29年4月1日です。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

委員

教育委員会の一方的な決定ではなく、住民の方からの要望を聞いたうえでの決定ということで、良かったと思います。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第12号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

改正理由につきましては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始し、新制度上では幼稚園についても、所得に応じた保育料となっています。急激な変化を緩和するため、平成27年度及び28年度は経過措置を規則に定めて適用しておりますが、平成29年度についても措置を引き続き適用するため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。第3条の利用者負担額に関する経過措置として、29年度の保育料を定めます。2ページをご覧ください。

いするものです。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
 質問のある方は挙手願います。

委員 新しく選任する方の略歴を、可能な範囲で教えていただけますか。

生涯学習課長 7番の方は、学芸員の資格をお持ちで、平成25年度から平成26年度までの2年間歴史文化資料館に勤務していました。文化財や歴史文化資料館の活動に精通しています。8番の方は、勝幡寺の住職であり、町指定文化財第4号の薬師如来立像及び町指定文化財第5号の元三大師みくじ版木関係資料一式を所有しています。文化財に縁の深い方です。9番の方は、大山崎町の離宮八幡宮の本家の当主であり、藤井家の古文書を読み進めている方です。山崎地区の歴史に精通した方です。10番の方は、平成20年の歴史文化資料館開館からボランティアとして活動いただき、各種イベントの運営や遺物の整理をしていただいています。文化財や歴史文化資料館の活動に精通している方です。

教育長 他にございませんか。

 (「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

 これより本案に対する討論を行います。

 (討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

 それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
 ございませんか。

 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

 第15号議案「島本町青少年指導員の委嘱について」を議題としま
 す。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 青少年指導員の任期につきましては、平成29年3月31日までで
 す。平成29年4月1日付けで、青少年指導員の再任及び選任の議決
 をお願いするものです。

 名簿の7番の方につきましては、新たに選任をお願いするものです。
 その他の方々につきましては、再任をお願いするものです。

委員 一人欠員となりますが、良いのでしょうか。

生涯学習課長 規則では、定数は15名以内となっていますので、特に問題はありません。欠員につきましては、他の委員からは、今回解嘱しました委員の回復を待ち、再度就任いただきたいとの意向があるため、しばらく1名の欠員状態となります。

教育長 他にございませんか。
(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。
第5号報告「平成28年度春季休業日中における児童生徒の指導について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 資料1枚目のとおり、平成29年3月2日付け、島教教第1789号にて、各学校長に春季休業日中における児童・生徒の指導について、その指導が適切に行われるよう本文書にて通知しました。資料2枚目の府教育委員会からの通知文もあわせて通知しております。
資料3枚目は、本町の重点課題であります。これまでの休業日中の指導事項と大きく変わるものではありません。従来どおり、休業日中であっても、特に不登校や配慮を要する児童生徒に対する継続的支援、不審者や事故等における適切な対応、また、関係機関との連携について重点課題を示しました。とりわけ、このたびは進学や学年の進級を機に携帯電話を新たに所持する児童生徒が多くなると予想されることから、児童生徒がインターネット上の犯罪被害に巻き込まれないために適切な対応ができるように指導すること、また、保護者に対してはルール作りやフィルタリングの加入について啓発を行うことなどの点についてボリュームを膨らませました。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
(質疑なし)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。
お諮りします。
第6号報告、第7号報告及び第16号議案につきましては、人事案件でございますので、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。
これをもちまして、平成29年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。